

どおりいむ農園直売所を、無償譲渡へ

白鷹町食と農村交流施設の無償譲渡について説明を受けた。

【目的】

これまで以上に民間活力の発揮による、地域経済の活性化など、公益性の高い運営を継続的に行うことができ

- ② 土地 1591・75㎡
- ③ 備品（付帯設備）一式

るよう、令和5年度の指定管理協定満了をも

【譲渡の相手方】

白鷹町大字畔藤 9053番地30 有限会社どおりいむ農園

は民間事業者へ無償譲渡するもの。

【譲渡の条件】

当該施設の設置目的の継承及び産直施設としての運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

【廃止する条例】

白鷹町食と農村交流施設の設置及び管理に関する条例

【無償譲渡する財産】

- ① 産地形成促進施設（産直施設）

木造平屋建て 405・76㎡

その他関連付帯施設

【譲渡年月日】

令和6年4月1日

質疑

地方自治法との関連は

委員 無償譲渡にあたり、地方自治法との関連はどのように考えているか。

当局 町内農家の販売部分に寄与してきたことなどで公益的な要素が高かったことから、これらを重視し、寄附などについて規定している条文に無償譲渡が当てはまると捉えている。

町長 町の顧問弁護士に指導をいただきながら取り組んでおり、事務手続きは妥当と判断している。

土地の有効利用に期待する

白鷹都市計画用途地域の決定について説明を受けた。

【概要】

都市計画用途地域の決定については、東部工業団地の一部が実際の土地利用形態と一致しない箇所があったことから、見直しを行い、適正な配置へ変更された。

【主な経過】

- 令和5年12月22日、令和6年1月11日 変更図書の公告 閲覧
- 令和6年1月31日 白鷹町都市計画審議会に諮問・答申
- 令和6年2月16日 県知事の同意

用途地域の決定 縦覧

質疑

準工業地域の有効利用は

委員 準工業地域に指定される区域のうち、現在使われていない土地は、有効利用される情報はあるか。

当局 情報はないが、事務所や工場に限られ



東部工業団地

ていた用途から、住宅、旅館など、建てられる施設の選択肢が多様になる。

その他
○町道路線の認定及び廃止について説明があった。